

別表十六(二) 「旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

- (1) この明細書は、減価償却資産について旧定率法又は定率法により償却額を計算する場合に使用します。
 この場合、措置法による特別償却を行うものについて、この明細書により記載するほか所定の証明書等が必要とされることは、別表十六(一)の場合と同様です。
- (2) 減価償却に関する明細書の提出について、この明細書に代えて令第63条第2項《減価償却に関する明細書の添付》の規定による合計表又は規則第27条の14後段《期中損金経理額の損金算入等に関する届出書の記載事項に係る書式》の規定による合計表を添付する場合にも、この明細書の書式により記載しますが、その記載に当たっては、「構造2」から「耐用年数6」まで、「償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額10」から「積立金の期中取崩額12」まで、「損金に計上した当期償却額14」、「前期から繰り越した償却超過額15」、「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」、「差引取得価額×5%19」、「旧定率法の償却率20」、「定率法の償却率25」、「保証率27」、「改定償却率30」、「翌期への繰越額の内訳」の「49」及び「50」の各欄の記載は必要ありません。
- (3) 平成18年4月1日以後に取得等をした資産でその取得価額が30万円未満であるものについて、措置法第67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》の規定の適用を受ける場合には、別表十六(七)を御使用ください。

2 各欄の記載要領

この明細書は、おおむね別表十六(一)の各欄に準じて記載しますが、別表十六(一)の記載と特に異なる箇所は、次のとおりです。

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「差引取得価額9」	当期以前の各事業年度又は各連結事業年度（以下「各事業年度等」といいます。）において令第57条第1項《耐用年数の短縮》の承認を受けた減価償却資産（平成23年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度（以下「事業年度等」といいます。）において同年6月30日以後にその承認を受けた場合のその承認に係る減価償却資産に限ります。以下「短縮特例承認資産」といいます。）については、その承認を受けた日の属する事業年度等のこの明細書の「9」の金額からその明細書の「18」の金額を控除した金額を「差引取得価額9」の上段に内書として記載します。	
「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額17」	前期以前から当期に繰り越した特別償却不足額又は適格組織再編成により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第52条の2第5項に規定する合併等特別償却不足額（以下「合併等特別償却不足額」といいます。）がある場合に記載します。	
「償却額計算の基礎となる金額18」	「13」又は「15」の外書の金額がある場合には、それらの金額を含めて計算します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「(16)>(19)の場合」の各欄	「16」の金額が「19」の金額を上回る場合であっても、「18」の金額が「19」の金額以下であるときは、記載しません。	この場合には、「24」も記載しません。
「旧定率法の償却率 20」	耐用年数省令別表第七に掲げる償却率(耐用年数省令第4条第2項《事業年度が1年未満の場合の旧定率法の償却率》)の規定の適用を受ける場合には、減価償却資産の耐用年数に12を乗じてこれを当期の月数で除して得た耐用年数に対応する同条第1項に規定する旧定率法の償却率)を記載します。	月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。 除して得た年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
「計 23」	次の場合に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。 (1) 「18」－(「21」＋「22」)の金額が「19」の金額を上回る場合 $(21) + (22) \text{ 又は } ((18) - (19))$ (2) 「18」－(「21」＋「22」)の金額が「19」の金額以下となる場合 $-(21) + (22) \text{ 又は } ((18) - (19))$	
「算出償却額 24」	分子の空欄には、当期の月数を記載します。 計算した金額が「18」の金額から1円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。	1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
「定率法の償却率 25」	耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率を記載します。 ただし、耐用年数省令第5条第2項《事業年度が1年未満の場合の定率法の償却率等》の規定の適用を受ける場合には、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率を本書として記載し、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる定率法の償却率を上段に括弧書として記載します。	この場合の月数は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
「調整前償却額 26」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次によります。 (1) 当期の中途に事業の用に供した資産がある場合 次の算式により計算した金額を記載します。 $(18) \times (25) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$ (2) 当期が1年未満の場合 「18」の金額に「25」の本書の償却率を乗じて計算した金額(当期の中途に事業の用に供した資産がある場合には、更に当期の事業供用月数を乗じて当期の月数で除した金額)を本書として記載し、「18」の金額に「25」の上段の括弧書の償却率を乗じて計算した金額を上段に括弧書として記載します。	1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。 月数は暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。
「保証率 27」	耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる保証率を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「償却保証額 28」	「9」の内書の金額がある場合には、その金額を「9」の金額から控除して計算します。	1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
「改定取得価額 29」	前期の「29」に金額の記載がある場合にはその金額を記載し、同欄に金額の記載がない場合には「償却額計算の基礎となる金額 18」の金額を記載します。 前期の「29」の金額の移記に当たっては、当期に評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、次の評価換え等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事業年度等において、その増額された金額を加算した金額を記載します。 (1) 期中評価換え等が行われた場合 その期中評価換えが行われた事業年度等 (2) 期中評価換え等以外に評価換え等が行われた場合 その評価換え等が行われた事業年度等の翌期以後の各事業年度等	
「改定償却率 30」	耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる改定償却率を記載します。 ただし、耐用年数省令第5条第4項《事業年度が1年未満の場合の改定償却率》の規定の適用を受ける場合には、耐用年数省令別表第九又は別表第十に掲げる改定償却率に当期の月数を乗じて12で除した償却率を記載します。	月数は暦に従って計算し、1円未満の端数は切り上げます。
「改定償却額 31」	当期の途中で事業の用に供したものについては、次の算式により計算した金額を記載します。 $((29) \times (30)) \times \frac{\text{事業供用月数}}{\text{当期の月数}}$	月数は暦に従って計算し、1円未満の端数は切り上げます。
「定率法の償却率 25」から「改定償却額 31」までの各欄	短縮特例承認資産について、その承認を受けた日の属する事業年度等の別表十六(二)「調整前償却額 26」の金額が同表「差引取得価額 9」の金額に同表「保証率 27」の割合を乗じて計算した金額に満たない場合には、「定率法の償却率 25」から「償却保証額 28」までの各欄には記載せず、「(26) < (28) の場合」の各欄に記載します。 この場合には、「(26) < (28) の場合」の各欄は次により記載します。 (1) 「改定取得価額 29」は、その承認を受けた日の属する事業年度等の別表十六(二)「償却額計算の基礎となる金額 18」の金額から1円を控除した金額を記載します。 (2) 「改定償却率 30」は、当期の月数を当該短縮特例承認資産の令第57条第1項に規定する未経過使用可能期間の月数で除した割合を記載します。	
「増加償却額 32」	令第60条《通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の特例》に規定する増加償却の適用を受ける場合に、規則第20条《増加償却割合の計算》の規定により計算した増加償却割合を「()」に記載するとともに、「調整前償	この場合には、令第60条の届出書を所轄の税務署長に提出するとともに、平均的使用時間を超えて使用し

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
	却額 26」の本書の金額又は「改定償却額 31」の金額にその割合を乗じた金額を記載します。	たことを証する書類を保存していなければなりません。
「計 33」	計算した金額が「18」の金額から 1 円を控除した金額を上回る場合には、その上回る部分の金額を控除した金額を記載します。 なお、算式中「(26)」の金額については、当期の途中で事業の用に供した資産がある場合又は当期が 1 年未満の場合には、「調整前償却額 26」の本書の金額によって計算します。	
「特別償却限度額 36」又は「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額 37」	(1) 特別償却限度額又は割増償却限度額を本書として記載します。 なお、「36」には、措置法第 52 条の 3《準備金方式による特別償却》の規定により特別償却準備金として積み立てたものについて、その積立てに係る特別償却限度額を外書として記載します。 (2) 「37」には、青色申告法人が特別償却限度額につき損金経理により償却額を計上する方法を採用した場合に生じた特別償却不足額のうち当期首前 1 年以内に開始した事業年度等に係るものの合計額を記載します。 なお、適格組織再編成により特別償却対象資産の移転を受けた場合で合併等特別償却不足額があるときは、その金額を記載します。 (3) 「36」又は「37」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ次により記載します。 イ 「16」の金額が「19」の金額を上回るが「18」の金額が「19」の金額以下であるために「23」の金額の記載がない場合 「36」には記載せず、「37」に「16」の金額から「19」の金額を控除した金額を記載します。 ロ 「34」に「23」の金額が記載されている場合 「36」又は「37」の各欄は、「16」の金額から「19」の金額及び「23」の金額を控除した金額を限度として記載します。 ハ 「34」に「24」の金額が記載されている場合 「36」又は「37」の各欄は、記載する必要はありません。 ニ 「34」に「33」の金額が記載されている場合 「36」又は「37」の各欄は、「16」の金額から「33」の金額及び 1 円を控除した金額を限度として記載します。	この外書の金額は、別表十六(九)「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」の「当期の特別償却限度額 8」へ移記します。

3 付表の添付

別表十六(一)に同じです。

4 証明書等の添付

別表十六(一)に同じです。

5 根拠条文

別表十六(一)に同じです。